

東京都廃棄物規則（平成五年規則第十四号）新旧対照表（抄）

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 産業廃棄物の処理（第三条―第十四条の二）</p> <p>第三章 手数料（第十五条―第十七条）</p> <p>第四章 産業廃棄物処理業（第十八条―第二十九条の二）</p> <p>第五章 雑則（第三十条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一条から第六条まで （現行のとおり）</p> <p>（搬入承認申請書）</p> <p>第七条 （現行のとおり）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 住民票の写し（法人にあつては、<u>登記事項証明書</u>）</p> <p>二から四まで （現行のとおり）</p> <p>3及び4 （現行のとおり）</p> <p>第八条から第十九条まで （現行のとおり）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 産業廃棄物の処理（第三条―第十四条の二）</p> <p>第三章 手数料（第十五条―第十七条）</p> <p>第四章 産業廃棄物処理業（第十八条―第二十九条）</p> <p>第五章 雑則（第三十条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一条から第六条まで （略）</p> <p>（搬入承認申請書）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 住民票の写し（法人にあつては、<u>登記簿謄本</u>）</p> <p>二から四まで （略）</p> <p>3及び4 （略）</p> <p>第八条から第十九条まで （略）</p>

(再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物)

第十九条の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第九条第二号に規定する再生利用されることが確実な産業廃棄物のみを収集し、若しくは運搬する業(以下「産業廃棄物再生輸送業」という。)又は省令第十条の三第二号に規定する再生利用されることが確実な産業廃棄物のみを処分をする業(以下「産業廃棄物再生生活用業」という。)の指定において対象とする産業廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、指定を行うことによりその再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であつて知事が別に定めるものとする。

- 一 ばいじん又は燃え殻であつて、産業廃棄物の焼却に伴つて生じたもののその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
- 二 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

(産業廃棄物再生利用業の指定申請)

第二十条 産業廃棄物再生輸送業の指定を受けようとする者は、産業廃棄物再生輸送業指定申請書(別記第九号様式)に次に掲げる事項を記載し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に指定する者については、この限りでない。

(産業廃棄物再生利用業の指定申請)

第二十条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第九条第二号に規定する再生利用されることが確実な産業廃棄物のみを収集し、又は運搬する業(以下「産業廃棄物再生輸送業」という。)の指定を受けようとする者は、産業廃棄物再生輸送業指定申請書(別記第九号様式)に次に掲げる事項を記載し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に指定する者については、この限りでない。

<p>一 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>二 取り扱う産業廃棄物の種類</p> <p>三 営業所又は事業場の所在地</p> <p>四 再生利用の目的</p> <p>五 運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量</p> <p>六 取引関係</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 事業計画書</p> <p>二 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）</p> <p>三 取引関係を記載した書類</p> <p>四 申請者が次条第一項第一号の基準に適合することを示す次の書類</p> <p>イ 当該収集若しくは運搬又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類</p> <p>ロ 当該収集又は運搬の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類</p> <p>ハ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>ニ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p>	<p>一 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>二 取り扱う産業廃棄物の種類</p> <p>三 再生利用の目的</p> <p>四 運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量</p> <p>五 営業所又は事業場の所在地</p> <p>六 取引関係</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 事業計画書</p> <p>二 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）</p> <p>三 印鑑証明書</p> <p>四 取引関係を記載した書類</p>
	<p>一 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>二 取り扱う産業廃棄物の種類</p> <p>三 再生利用の目的</p> <p>四 運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量</p> <p>五 営業所又は事業場の所在地</p> <p>六 取引関係</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 事業計画書</p> <p>二 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）</p> <p>三 印鑑証明書</p> <p>四 取引関係を記載した書類</p>

<p>五 生活環境保全上の対策を記載した書類</p> <p>六 自動車検査証の写し</p> <p>七 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>八 その他前条の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める書類及び図面</p> <p>3 産業廃棄物再生活用業の指定を受けようとする者は、産業廃棄物再生活用業指定申請書(別記第十号様式)に次に掲げる事項を記載し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に指定する者については、この限りでない。</p> <p>一 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>二 取り扱う産業廃棄物の種類</p> <p>三 営業所又は事業場の所在地</p> <p>四 再生利用の目的</p> <p>五 再生利用の方法</p> <p>六 取引関係</p> <p>4 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 事業計画書(前条の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める事項を記載したものに限る。)</p> <p>二 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明</p>	<p>五 生活環境保全上の対策を記載した書類</p> <p>六 自動車検査証の写し</p> <p>七 その他知事が必要と認める書類及び図面</p> <p>3 省令第十条の三第二号に規定する再生利用されることが確実な産業廃棄物のみの処分をする業(以下「産業廃棄物再生活用業」という。)の指定を受けようとする者は、産業廃棄物再生活用業指定申請書(別記第十号様式)に次に掲げる事項を記載し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に指定する者については、この限りでない。</p> <p>一 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>二 取り扱う産業廃棄物の種類</p> <p>三 営業所又は事業場の所在地</p> <p>四 再生利用の目的</p> <p>五 再生利用の方法</p> <p>六 取引関係</p> <p>4 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 事業計画書</p> <p>二 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本)</p>
---	---

<p>書)</p> <p>三 申請者が次条第二項第一号の基準に適合することを示す次の書類</p> <p>イ 当該再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類</p> <p>ロ 技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者の履歴書</p> <p>ハ 当該再生利用の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類</p> <p>ニ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>ホ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>四 取引関係を記載した書類</p> <p>五 生活環境保全上の対策を記載した書類</p> <p>六 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>七 その他前条の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める書類及び図面</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が産業廃棄物再生活用業の指定の申請を行う場合にあつては、同項第二号、第三号及び第六号に定める書類の添付は要しない。</p> <p>一 公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をい</p>	<p>三 印鑑証明書</p> <p>四 取引関係を記載した書類</p> <p>五 生活環境保全上の対策を記載した書類</p> <p>六 再生利用する廃棄物の発生工程及び原材料等を記載した書類</p> <p>七 再生利用のための施設の平面図及び再生工程図</p>
---	--

<p>う。)において、産業廃棄物を建設工事の資材として再生利用する者</p> <p>二 次に掲げる工事において、産業廃棄物を建設工事の資材として再生利用する者(前号に規定する者を除く。)</p> <p>イ 鉄道事業者(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第七条第一項に規定する者をいう。)が行う鉄道施設(同法第八条第一項に規定する施設をいう。)の設置又は変更の工事</p> <p>ロ 軌道経営者(軌道法(大正十年法律第七十六号)第四条に規定する者をいう。)が行う軌道(同法の適用を受けるものに限る。)の設置又は変更の工事</p> <p>ハ 一般電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する者をいう。)又は卸電気事業者(同法第二条第一項第四号に規定する者をいう。)が行う事業用電気工作物(同法第三十八条第三項に規定する工作物をいう。)の設置又は変更の工事</p> <p>ニ 一般ガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する者をいう。)が行うガス工作物(同法第二条第十三項に規定する工作物をいう。)の設置又は変更の工事</p> <p>三 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第四項の規定により都道府県知事の認可を得た都市計画事業の工事において、産業廃棄物を建設工事の資材として再生利用する者(前二号に規定する者を除く。)</p> <p>(指定の基準)</p>	<p>(指定の基準)</p>
--	----------------

<p>第二十一条 産業廃棄物再生輸送業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 申請者の能力が、省令第十条第二号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>二 当該収集又は運搬において生活環境保全上の支障が生じないこと。</p> <p>三 申請者が、法第十四条第五項第二号イからハまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>四 申請者が、法又は条例に違反していない者であること。</p> <p>五 その他第十九条の二の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める基準に適合していること。</p> <p>2 産業廃棄物再生生活用業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 申請者の能力が、省令第十条の五第一号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>二 排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物は、その大部分が再生の用に供されること。</p> <p>三 当該再生利用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。</p> <p>四 当該再生利用において生活環境保全上の支障が生じないこと。</p>	<p>第二十一条 前条第一項に規定する産業廃棄物再生輸送業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 再生利用されることが確実な産業廃棄物（以下この条において「対象産業廃棄物」という。）の排出事業者のみからその運搬の委託を受ける者であること。</p> <p>二 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第十条各号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>三 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかかな料金のみを受領し、再生輸送が営利を目的としないものであること。</p> <p>四 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。</p> <p>五 申請者が、法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>2 前条第三項に規定する産業廃棄物再生生活用業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 対象産業廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受ける者であること。</p> <p>二 再生生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第十条の五各号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>三 排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物は、その大部分が再生の用に供されること。</p> <p>四 排出事業者から再生生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかかな料金のみを受領し、再生生活用が営利を目的としないものであること。</p>
--	---

五 申請者が、法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

六 申請者が、法又は条例に違反していない者であること。

七 その他第十九条の二の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める基準に適合していること。

第二十二条 (現行のとおり)

(変更の申請)

第二十三条 前条第一項の規定により指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生輸送業者」という。)が、第二十条第一項第二号若しくは第四号に規定する事項又は同条第二項第一号に規定する事業計画書の内容を変更しようとするときは、産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書(別記第十三号様式)を知事に提出して、その変更の指定を申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 第二十条第二項及び第二十一条第一項の規定は、前項の申請について準用する。

3 前条第二項の規定により指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生生活用業者」という。)が、第二十条第三項第二号、第四号若しくは第五号に規定する事項又は同条第四項第一号に規定する事業計画書の内容を変更しようとするときは、産業廃棄物再生生活用業変更指定申請書(別記第十四号様式)を知事に提出して、その変更の指定を申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

こと。

五 再生生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できると。

六 排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。

七 再生生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。

八 申請者が、法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

第二十二条 (略)

(業の変更の指定申請)

第二十三条 前条第一項の規定により指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生輸送業者」という。)が、第二十条第一項第二号に規定する事項を変更しようとするときは、産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書(別記第十三号様式)を知事に提出して、その変更の指定を申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 第二十条第二項及び第二十一条第一項の規定は、前項の申請について準用する。

3 前条第二項の規定により指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生生活用業者」という。)が、第二十条第三項第二号に規定する事項を変更しようとするときは、産業廃棄物再生生活用業変更指定申請書(別記第十四号様式)を知事に提出して、その変更の指定を申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

うとするときは、産業廃棄物再生活用業変更指定申請書(別記第十四号様式)を知事に提出して、その変更の指定を申請しなければならぬ。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 第二十条第四項及び第二十一条第二項の規定は、前項の申請について準用する。

(変更届)

第二十四条 産業廃棄物再生輸送業者が第二十条第一項第一号、第三号、第五号若しくは第六号に規定する事項を変更したとき、又は産業廃棄物再生活用業者が同条第三項第一号、第三号若しくは第六号に規定する事項を変更したときは、その変更をした日から十日以内に、変更届(別記第十五号様式)により知事に届け出なければならない。

第二十五条 (現行のとおり)

(指定の取消し)

第二十六条 知事は、産業廃棄物再生輸送業者又は産業廃棄物再生活用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 法又は条例に違反する行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 産業廃棄物再生輸送業者が第二十一条第一項に規定する基準に該当

を知事に提出して、その変更の指定を申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 第二十条第四項及び第二十一条第二項の規定は、前項の申請について準用する。

(変更届)

第二十四条 産業廃棄物再生輸送業者が第二十条第一項第一号若しくは第三号から第六号までに規定する事項を変更したとき、又は産業廃棄物再生活用業者が第二十条第三項第一号若しくは第三号から第六号までに規定する事項を変更したときは、その変更をした日から十日以内に、変更届(別記第十五号様式)により知事に届け出なければならない。

第二十五条 (略)

(指定の取消し)

第二十六条 知事は産業廃棄物再生輸送業者が第二十一条第一項に規定する基準に該当しないと認めたととき、又は産業廃棄物再生活用業者が同条第二項に規定する基準に該当しないと認めたとときは、その指定を取り消すことができる。

しないと認めたととき、又は産業廃棄物再生生活用業者が同条第二項に規定する基準に該当しないと認めたととき。

三 第二十二條第三項の規定により当該指定に付した条件に違反したとき。

2 前項に規定する指定の取消しは、指定取消書（別記第十七号様式）により行うものとする。

3 知事は、第一項の規定による指定の取消しを行ったときは、当該取消しの内容を公表するものとする。

第二十七條 削除

第二十八條及び第二十九條（現行のとおり）

（産業廃棄物再生輸送業者及び産業廃棄物再生生活用業者の報告）

第二十九條の二 産業廃棄物再生輸送業者は、毎年六月三十日まで、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物再生輸送業の実績に関し、産業廃棄物再生輸送業実績報告書（別記第十九号の様式）により知事に報告しなければならない。ただし、その事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、その休止し、又は廃止した日から三箇月以内に報告しなければならない。

2 前項に規定する指定の取消しは、指定取消書（別記第十七号様式）により行うものとする。

3 知事は、第一項の規定による指定の取消しを行ったときは、当該取消しの内容を公表するものとする。

（有効期間の延長）

第二十七條 産業廃棄物再生輸送業者又は産業廃棄物再生生活用業者は、指定の有効期間の延長を申請しようとするときは、指定証有効期間延長申請書（別記第十八号様式）を知事に提出しなければならない。

第二十八條及び第二十九條（略）

2 産業廃棄物再生活用業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物再生活用業の実績に關し、産業廃棄物再生活用業実績報告書（別記第十九号の三様式）により知事に報告しなければならない。ただし、その事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、その休止し、又は廃止した日から三箇月以内に報告しなければならない。

第三十条及び第三十一条（現行のとおり）

（廃棄物処理施設管理者の報告）

第三十二条 ごみ処理施設の管理者は、法第十八条の規定により、その維持管理状況を三箇月に一回、ごみ処理施設維持管理状況報告書（別記第二十号様式、第二十号の二様式、第二十一号様式、第二十二号様式及び第二十三号様式）により知事に報告しなければならない。

2 及び 3（現行のとおり）

第三十三条から第三十五条まで（現行のとおり）

附 則（平成一九年規則第七号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都廃棄物規則第二十二條第一項及び第二項の規定により行われている指定は、なおその効力を有する。ただし、当該指定を受けた者が当該指定に係る事項の

第三十条及び第三十一条（略）

（廃棄物処理施設管理者の報告）

第三十二条 ごみ処理施設の管理者は、法第十八条の規定により、その維持管理状況を三箇月に一回、ごみ処理施設維持管理状況報告書（別記第二十号様式、第二十一号様式、第二十二号様式及び第二十三号様式）により知事に報告しなければならない。

2 及び 3（略）

第三十三条から第三十五条まで（略）

変更を行う場合には、この限りでない。

第2号様式 (第7条関係)

東京都知事 殿		年 月 日	
申請者住所		〒	
フリガナ 申請者名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)			
担当者氏名		電話番号 ()	
業種名	従業員	人	資本金 万円
産業廃棄物搬入承認申請書			
東京都廃棄物規則第7条第1項の規定により産業廃棄物を都の処理施設に搬入したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。			
搬入者コード		有効期間	年 月 ~ 年 月
産業廃棄物を排出する事業場	所在地		
	名称		
	業種名	従業員	人
廃棄物の種類	排出量 (kg/月)	運 搬 方 法	
		自己運搬	委 託
		車両番号	車両重量
		産業廃棄物収集運搬業者名	許可番号
合 計			
運 搬 回 数	1: 回/1箇月	2: 1回/2~5箇月	3: 1回/6箇月~1年
汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい及び政令第2条第13号該当物の発生工程			
使用原材料 (月間使用量)			
添付書類	1 住民票の写し (法人の場合は登記簿謄本) 2 汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい及び政令第2条第13号該当物の性状分析証明書 3 自動車検査証の写し (自己運搬の場合) 4 処理業者の許可証の写し (委託による運搬の場合) 5 その他知事が必要と認める書類		受 付 印

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式(現行のとおり)

第2号様式 (第7条関係)

東京都知事 殿		年 月 日	
申請者住所		〒	
フリガナ 申請者名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)			
担当者氏名		電話番号 ()	
業種名	従業員	人	資本金 万円
産業廃棄物搬入承認申請書			
東京都廃棄物規則第7条第1項の規定により産業廃棄物を都の処理施設に搬入したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。			
搬入者コード		有効期間	年 月 ~ 年 月
産業廃棄物を排出する事業場	所在地		
	名称		
	業種名	従業員	人
廃棄物の種類	排出量 (kg/月)	運 搬 方 法	
		自己運搬	委 託
		車両番号	車両重量
		産業廃棄物収集運搬業者名	許可番号
合 計			
運 搬 回 数	1: 回/1箇月	2: 1回/2~5箇月	3: 1回/6箇月~1年
汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい及び政令第2条第13号該当物の発生工程			
使用原材料 (月間使用量)			
添付書類	1 住民票の写し (法人の場合は登記簿謄本) 2 汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい及び政令第2条第13号該当物の性状分析証明書 3 自動車検査証の写し (自己運搬の場合) 4 処理業者の許可証の写し (委託による運搬の場合) 5 その他知事が必要と認める書類		受 付 印

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式(略)

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

氏 名

㊦

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

産業廃棄物再生輸送業指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定により、
産業廃棄物再生輸送業の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

取り扱う産業廃棄物の種類	
営業所又は事業場の所在地	
再生利用の目的	
運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量	
取 引 関 係	排出事業者 (法人にあつては、名称及び所在地)
	再生利用を行う者 (法人にあつては、名称及び所在地)
	再生製品名

(日本工業規格A列4番)

別記第三号様式から第八号様式まで(現行のとおり)

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

氏 名

㊦

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

産業廃棄物再生輸送業指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定により、
産業廃棄物再生輸送業の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

取り扱う産業廃棄物の種類	
再生利用の目的	
運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量	
営業所又は事業場の所在地	
取 引 関 係	排出事業者 (法人にあつては、名称及び所在地)
	再生活用業者 (法人にあつては、名称及び所在地)
	再生製品名

(日本工業規格A列4番)

別記第三号様式から第八号様式まで(略)

添付書類及び図面

- 1 事業計画書
- 2 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- 3 取引関係を記載した書類 (の基準)
- 4 申請者が東京都廃棄物規則第 21 条第 1 項第 1 号に適合することを示す次の書類
 - イ 当該運搬又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類 (収算簿又は)
 - ロ 当該運搬の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類
 - ハ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ニ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 5 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 6 自動車検査証の写し
- 7 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 8 その他東京都廃棄物規則第 19 条の 2 の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める書類及び図面

備考

- 1 正副 2 部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。

添付書類及び図面

- 1 事業計画書
- 2 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）
- 3 印鑑証明書
- 4 取引関係を記載した書類
- 5 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 6 自動車検査証の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類及び図面

備考

- 1 正副 2 部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

産業廃棄物再生活用業指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の規定により、産業廃棄物再生活用業の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

取り扱う産業廃棄物の種類	
営業所又は事業場の所在地	
再生利用の目的	
再生利用の方法	
取 引 関 係	排出事業者(法人にあつては、名称及び所在地)
	運搬を行う者(法人にあつては、名称及び所在地)
	再生製品名

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

産業廃棄物再生活用業指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の規定により、産業廃棄物再生活用業の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

取り扱う産業廃棄物の種類	
再生利用の目的	
営業所又は事業場の所在地	
再生 利用 の 方 法	再生利用の用に供する施設の 種類、数量及び能力
	再生利用の用に供する施設の 方式、構造及び設備の概要
取 引 関 係	排出事業者(法人にあつては、名称及び所在地)
	再生輸送業者(法人にあつては、名称及び所在地)
	再生製品名

(日本工業規格A列4番)

(裏)

添付書類及び図面

- 1 事業計画書（東京都廃棄物規則第19条の2の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める事項を記載したものに^{（準）}限る。）
- 2 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- 3 申請者が東京都廃棄物規則第21条第2項第1号^{（準）}に適合することを示す次の書類
 - イ 当該申請に係る再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類
 - ロ 技術上の業務を的確に行うに足る知識及び技能を有する者の履歴書
 - ハ 当該再生利用の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類
 - ニ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ホ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 4 取引関係を記載した書類
- 5 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 7 その他東京都廃棄物規則第19条の2の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める書類及び図面

備考

- 1 正副2部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。

(裏)

添付書類及び図面

- 1 事業計画書
- 2 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）
- 3 印鑑証明書
- 4 取引関係を記載した書類
- 5 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 6 再生活用する廃棄物の発生工程及び原材料等を記載した書類
- 7 再生活用のための施設の平面図及び再生工程図
- 8 その他知事が必要と認める書類及び図面

備考

- 1 正副2部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。

指定 第 号

産業廃棄物再生輸送業指定証

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定により、
下記のとおり指定する。

年 月 日

東京都知事



記

- 1 指定の年月日 年 月 日
- 2 指定の有効期限 年 月 日
- 3 取り扱う産業廃棄物の種類
- 4 取引関係
- 5 指定の条件

注 1 この指定について、不服があるときは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができます(なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この指定については、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

指定 第 号

産業廃棄物再生輸送業指定証

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定により、
下記のとおり指定する。

年 月 日

東京都知事



記

- 1 指定の年月日 年 月 日
- 2 指定の有効期限 年 月 日
- 3 取り扱う産業廃棄物の種類
- 4 取引関係
- 5 指定の条件
- 6 指定の更新・変更の状況

注 1 この指定について、不服があるときは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができます(なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この指定については、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

指定 第 号

産業廃棄物再生活用業指定証

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の規定により、下記のとおり指定する。

年 月 日

東京都知事

記

- 1 指定の年月日 年 月 日
- 2 指定の有効期限 年 月 日
- 3 取り扱う産業廃棄物の種類
- 4 再生利用の方法
- 5 指定の条件
- 6 取引関係

注 1 この指定について、不服があるときは、この指定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができます (なお、この指定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この指定については、この指定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この指定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

指定 第 号

産業廃棄物再生活用業指定証

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の規定により、下記のとおり指定する。

年 月 日

東京都知事

記

- 1 指定の年月日 年 月 日
- 2 指定の有効期限 年 月 日
- 3 取り扱う産業廃棄物の種類
- 4 再生利用の方法
- 5 指定の条件
- 6 取引関係
- 7 指定の更新・変更の状況

注 1 この指定について、不服があるときは、この指定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができます (なお、この指定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この指定については、この指定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この指定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第13号様式 (第23条関係)

(表)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 [㊞]

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書

東京都廃棄物規則第23条第1項の規定により、産業廃棄物再生輸送業の変更の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号	年	月	日	指 定 第 号
変 更 の 内 容	変更前			
	変更後			
変 更 の 理 由				
変 更 予 定 年 月 日				

(日本工業規格A列4番)

第13号様式 (第23条関係)

(表)

年 月 日

東京都知事 殿、

住 所
氏 名 [㊞]

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書

東京都廃棄物規則第23条第1項の規定により、産業廃棄物再生輸送業の変更の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号	年	月	日	指 定 第 号
取り扱う産業廃棄物の種類	変更前			
	変更後			
変 更 の 理 由				
変更後の排出事業者及び再生活用業者 (法人にあつては、名称及び所在地)				
再 生 製 品 名				
変 更 予 定 年 月 日				

(日本工業規格A列4番)

(裏)

添付書類及び図面

- 1 事業計画書
- 2 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- 3 取引関係を記載した書類 (の基準)
- 4 申請者が東京都廃棄物規則第 21 条第 1 項第 1 号に適合することを示す次の書類
 - イ 当該運搬又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類 (収集若くは収集運搬)
 - ロ 当該運搬の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類
 - ハ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ニ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 5 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 6 自動車検査証の写し
- 7 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 8 その他東京都廃棄物規則第 19 条の 2 の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める書類及び図面

備考

- 1 正副 2 部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。
- 3 添付書類及び図面は、変更があるものを提出すること。

(裏)

添付書類及び図面

- 1 事業計画書
- 2 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）
- 3 印鑑証明書
- 4 取引関係を記載した書類
- 5 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 6 自動車検査証の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類

備考

- 1 正副 2 部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。

第14号様式 (第23条関係)

(表)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

産業廃棄物再生活用業変更指定申請書

東京都廃棄物規則第23条第3項の規定により、産業廃棄物再生活用業の変更の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 指 定 第 号	
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		

(日本工業規格A列4番)

第14号様式 (第23条関係)

(表)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

産業廃棄物再生活用業変更指定申請書

東京都廃棄物規則第23条第3項の規定により、産業廃棄物再生活用業の変更の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 指 定 第 号	
取り扱う産業廃棄物の種類	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		
変更後の施設の種類、数量、能力、方式、構造、設備の概要及び設置場所		
変更後の排出事業者及び再生輸送業者(法人にあつては、名称及び所在地)		
再 生 製 品 名		
変 更 予 定 年 月 日		

(日本工業規格A列4番)

(裏)

添付書類及び図面

- 1 事業計画書（東京都廃棄物規則第 19 条の 2 の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める事項を記載したものに限る。）
- 2 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- 3 申請者が東京都廃棄物規則第 21 条第 2 項第 1 号に適合することを示す次の書類
 - イ 当該申請に係る再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類
 - ロ 技術上の業務を的確に行うに足る知識及び技能を有する者の履歴書
 - ハ 当該再生利用の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類
 - ニ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ホ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 4 取引関係を記載した書類
- 5 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 7 その他東京都廃棄物規則第 19 条の 2 の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める書類及び図面

備考

- 1 正副 2 部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。
- 3 添付書類及び図面は、変更があるものを提出すること。

(裏)

添付書類及び図面

- 1 事業計画書
- 2 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）
- 3 印鑑証明書
- 4 取引関係を記載した書類
- 5 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 6 再生活用する廃棄物の発生工程及び原材料等を記載した書類
- 7 再生活用のための施設の平面図及び再生工程図
- 8 その他知事が必要と認める書類及び図面

備考

- 1 正副 2 部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。

第15号様式 (第24条関係)

年 月 日	
東京都知事 殿	
住所 氏名 [㊟] (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
変 更 届	
東京都廃棄物規則第24条の規定により、産業廃棄物再生 ^{輸送業} 活用業の変更について、次のとおり届け出ます。	
指定年月日及び指定番号	年 月 日 指 定 第 号
変 更 年 月 日	
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 指定証の写し
 - (2) 変更内容を証する書類
- 2 2部提出すること。

(日本工業規格A列4番)

第15号様式 (第24条関係)

年 月 日	
東京都知事 殿	
住所 氏名 [㊟] (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
変 更 届	
東京都廃棄物規則第24条の規定により、産業廃棄物再生 ^{輸送業} 活用業の変更について、次のとおり届け出ます。	
指定年月日及び指定番号	年 月 日 指 定 第 号
変 更 年 月 日	
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 指定証
 - (2) 変更内容を証する書類
- 2 2部提出すること。

(日本工業規格A列4番)

別記第十六号様式及び第十七号様式(現行のとおり)

第18号様式 削除

第18号様式(第27条関係)

年 月 日	
東京都知事 殿	
住所 氏名 ㊟ 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話番号	
指定証有効期間延長申請書	
東京都廃棄物規則第27条の規定により、産業廃棄物再生 ^{輸送} 業指定の有効 期間の延長を申請します。 _{活用}	
指定年月日及び指定番号	年 月 日 指定 第 号
産業廃棄物の種類	

備考

- 1 指定証を添付すること。
- 2 2部提出すること。

(日本工業規格A列4番)

別記第十六号様式及び第十七号様式(略)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

Ⓔ

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

産業廃棄物再生輸送業実績報告書

東京都廃棄物規則第29条の2第1項の規定に基づき、産業廃棄物再生輸送業に係る実績を報告します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 指定 第 号
報 告 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
産 業 廃 棄 物 の 種 類	
再 生 利 用 の 目 的	
再生利用のために運搬した量	

(日本工業規格A列4番)

別記第十九号様式 (現行のとおり)

別記第十九号様式 (略)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

Ⓔ

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

産業廃棄物再生活用業実績報告書

東京都廃棄物規則第29条の2第2項の規定に基づき、産業廃棄物再生活用業に係る実績を報告します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 指定 第 号
報 告 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
産 業 廃 棄 物 の 種 類	
再 生 利 用 の 目 的	
処 理 を 受 託 し た 量	
再 生 利 用 量	
残 渣 の 処 分 量	

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

東京都知事 殿 管理者の住所・氏名
技術管理者氏名
電話番号 () 印

ごみ処理施設維持管理状況報告書
(焼却施設)

年度第 期分ごみ処理施設維持管理状況を、東京都廃棄物規則第32条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 施設の名称 ※9 補助燃料の種類
2 設置場所 ※10 設計時ごみの低位発熱量 ~ kcal/kg
3 着工年月日 年 月 日 ※11 設計時の焼却室ガス温度 ~ °C
4 使用開始年月日 年 月 日 ※12 補助燃料の運転時間 h/日
※5 炉形式、運転形式 ※13 一般廃棄物の種類
6 処理能力 t/日 (t/日× 炉) ※14 搬出物の処分先及び方法
7 処理計画 t/日 ※15 排ガス処理方法
8 火格子(ロストル)面積 m²/炉 ※16 騒音及び振動の防止方法

施設稼働状況及び測定結果 (炉No.)

項目	月別	基準値 (規制値)	月	月	月
ごみ投入量 (t)					
搬出残さ量 (t)					
補助燃料 (l)					
電力使用量 (kWh)					
水使用量 (m ³)					
稼働時間 (h)					
稼働日数 (日数)					
焼却室ガス温度 (°C)		~	~	~	~
集じん器入口ガス温度 (°C)		~	~	~	~
排ガス中のCO濃度 (ppm)		~	~	~	~
焼却設備及び排ガス処理設備に準 拠したばいじんを除去した年月日					
焼却灰の熱しやく減量 (%)					
ばいじん	測定年月日				
	測定を行った位置				
	測定結果を得た年月日				
	ばいじん濃度 (g/m ³)				
	窒素酸化物 (ppm)				
硫黄酸化物 (ppm)					
塩化水素 (ppm)					
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³)					
放流水	測定年月日				
	水素イオン濃度				
	化学的酸素要求量 (mg/l)				
	化学的酸素要求量 (mg/l)				
浮遊物質 (mg/l)					
備考					

注 1 各項目ごとに別表とすること。
2 ※については第1期分のみ記入すること。
3 電力使用量及び水使用量は、焼却条件のものも記入すること。
4 排ガス中のCO濃度及びばいじんの測定結果については、燃焼温度12%の換算値とすること。

(日本工業規格JIS4049)

第20号様式(第32条関係)
(第1片)

年 月 日

東京都知事 殿 管理者の住所・氏名
技術管理者氏名
電話番号 () 印

ごみ処理施設維持管理状況報告書
(焼却施設)

年度第 期分ごみ処理施設維持管理状況を、東京都廃棄物規則第32条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 施設の名称 ※9 補助燃料の種類
2 設置場所 ※10 設計時ごみの低位発熱量 ~ kcal/kg
3 着工年月日 年 月 日 ※11 設計時の焼却室ガス温度 ~ °C
4 使用開始年月日 年 月 日 ※12 設計時の運転時間 h/日
※5 炉形式、運転方式 ※13 施設管理人員 人
6 処理能力 t/日 (t/日× 炉) ※14 搬出物の処分先及び方法
7 処理計画 t/日 ※15 排ガス処理方法
※8 火格子(ロストル)面積 m²/炉 ※16 騒音及び振動の防止方法

I 施設稼働状況 (炉No.)

項目	月別	月	月	月	計
ごみ投入量 (t)					
搬出残さ量 (t)					

補助燃料 (1)				
電力使用量 (kWh)				
水使用量 (m ³)				
稼働時間 (h)				
稼働日数 (日間)				
燃焼室ガス温度 (°C)	~	~	~	
集じん器入口ガス温度(°C)	~	~	~	
排ガス中のCO濃度 (ppm)	~	~	~	
ばいじんの除去日				
焼却灰の熱しゃく減量(%)				
備 考				

- 注 1 各炉ごとに別葉とすること。
 2 ※については、第1期分のみ記入すること。
 3 電力使用量及び水使用量は、施設全体のものを記入すること。

(日本工業規格A列4番)

(第2片)

II ばい煙に関する検査結果(炉No.)		施設名		
測定年月日				
焼却量 (t/日)				
運転炉数				
排出ガス量 ($m^3N/h \cdot 1$ 炉)	湿			
	乾			
排出ガス温度 ($^{\circ}C$)				
ばいじん	濃度 (g/m^3N)			
	規制基準値 (g/m^3N)			
硫酸化合物	濃度 (ppm)			
	排出量 (m^3N/h)			
	規制基準値 (m^3N/h)			

窒素酸化物	濃 度 (ppm)				
	排 出 量 (m ³ N/h)				
	規 制 基 準 値 (ppm)				
塩 化 水 素	濃 度 (ppm)				
	規 制 基 準 値 (ppm)				
ダイオキシン類	濃 度 (ng-TEQ/m ³ N)				
	規 制 基 準 値 (ng-TEQ/m ³ N)				
酸 素 (%)					
備 考					

注 1 各戸ごとに別薬とすること。

2 ばいじん及び各濃度は酸素12%の換算値とすること。

3 測定頻度は、ダイオキシン類は年1回以上、その他のばい煙は6ヶ月に1回以上とすること。

(第3片)

III 焼却灰などの溶出等試験結果		施設名			
試料採取年月日					
カドミウム又はその化合物 (mg/l)	測定値				
シアン化合物 (mg/l)	測定値				
有機りん化合物 (mg/l)	測定値				
鉛又はその化合物 (mg/l)	測定値				
六価クロム化合物 (mg/l)	測定値				
砒素又はその化合物 (mg/l)	測定値				
総水銀 (mg/l)	測定値				

アルキル水銀化合物 (mg/l)	測定値				
P C B (mg/l)	測定値				
トリクロロエチレン (mg/l)	測定値				
テトラクロロエチレン (mg/l)	測定値				
セレン又はその化合物 (mg/l)	測定値				
含有試験	焼却灰中のダイオキシン類	測定値			
	汚でい中のダイオキシン類	測定値			

注 溶出するおそれがないことが明らかな項目については、測定を省くことができる。

なお、複数施設がある場合は、別業とすること。

(第4片)

IV ばいじん(処分又は再生後)の溶出等試験結果		施設名		
試料採取年月日				
カドミウム又はその化合物 (mg/l)	測定値			
	規制値			
シアン化合物 (mg/l)	測定値			
	規制値			
有機りん化合物 (mg/l)	測定値			
	規制値			
鉛又はその化合物 (mg/l)	測定値			
	規制値			
六価クロム化合物 (mg/l)	測定値			
	規制値			
砒素又はその化合物 (mg/l)	測定値			
	規制値			
総水銀 (mg/l)	測定値			
	規制値			

アルキル 水銀化合物 (mg/l)	測定値				
	規制値				
P C B (mg/l)	測定値				
	規制値				
トリクロロ エチレン (mg/l)	測定値				
	規制値				
テトラクロロ エチレン (mg/l)	測定値				
	規制値				
セレン又は その化合物 (mg/l)	測定値				
	規制値				
ダイオキシン類 含有量 (ng-TEQ/g)	測定値				
	規制値				

注 溶出するおそれがないことが明らかな項目については、測定を省くことができる。
 なお、複数施設がある場合は、別業とすること。

(第5片)

V 放流水の水質検査結果		施設名		
試料採取年月日				
処理量(施設全体) (t/日)				
運転炉数(炉)				
排水量(施設全体) (t/日)				
臭気指数	測定値			
	規制値			
水素イオン濃度	測定値			
	規制値			
外観				
温度(°C)				
生物化学的酸素要求量	測定値			
	規制値			
化学的酸素要求量	測定値			
	規制値			
浮遊物質	測定値			
	規制値			

ノルマルヘキサン 抽出物質 (鉱油類)	測定値				
	規制値				
ノルマルヘキサン 抽出物質 (動植物油脂類)	測定値				
	規制値				
フェノール類	測定値				
	規制値				
銅	測定値				
	規制値				
亜鉛	測定値				
	規制値				
溶解性鉄	測定値				
	規制値				
溶解性マンガン	測定値				
	規制値				
クロム	測定値				
	規制値				
大腸菌群数 (個/ml)	測定値				
	規制値				

(第6片)

		施設名			
カドミウム及び その化合物	測定値				
	規制値				
シアン化合物	測定値				
	規制値				
有機燐化合物	測定値				
	規制値				
鉛及びその化合物	測定値				
	規制値				
六価クロム化合物	測定値				
	規制値				
砒素及びその化合物	測定値				
	規制値				
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	測定値				
	規制値				
アルキル水銀化合物	測定値				
	規制値				
P C B	測定値				
	規制値				

トリクロロエチレン	測定値				
	規制値				
テトラクロロエチレン	測定値				
	規制値				
ジクロロメタン	測定値				
	規制値				
四塩化炭素	測定値				
	規制値				
1,2-ジクロロエタン					
1,1-ジクロロエチレン					
シス-1,2-ジクロロエチレン					
1,1,1-トリクロロエタン	測定値				
	規制値				
1,1,2-トリクロロエタン	測定値				
	規制値				
1,3-ジクロロプロペン	測定値				
	規制値				

(第7片)

		施設名			
チウラム	測定値				
	規制値				
シマジン	測定値				
	規制値				
チオベンカルブ	測定値				
	規制値				
ベンゼン	測定値				
	規制値				
セレン及びその化合物	測定値				
	規制値				
ほう素及びその化合物	測定値				
	規制値				
ふっ素及びその化合物	測定値				
	規制値				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	測定値				
	規制値				
窒素	測定値				
	規制値				

燐	測定値				
	規制値				
よう素消費量	測定値				
	規制値				
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	測定値				
	規制値				
備	考				

注 1 排水への汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、測定を省くことができる。

2 単位は、大腸菌群数及びダイオキシン類を除いてmg/lとする。

3 よう素消費量については、下水道放流している場合に記入すること。

東京都知事 殿

管理者の住所・氏名

担当管理者氏名

電話番号 ()

ごみ処理施設維持管理状況報告書
(溶融・焼成施設)

年度第 期分ごみ処理施設維持管理状況を、東京都廃棄物処理法第22条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 施設の種類 ※8 補助燃料の種類
- 2 設置場所 ※9 設計時の溶融・焼成炉温度 ~ ℃
- 3 着工年月日 年 月 日 ※10 補助燃料の運転時間 h/日
- 4 使用開始年月日 年 月 日 ※11 搬出物の処分先及び方法
- ※5 炉形式、運転形式 ※12 排ガス処理方法
- 6 処理能力 t/日 (t/日× 伊) ※13 騒音及び振動の防止方法
- 7 処理計画 t/日

施設稼働状況及び測定結果 (伊%)

項目	月別	基準値 (規制値)	月	月	月
灰投入量 (t)					
生成物搬出量 (t)					
補助燃料 (t)					
電力使用量 (kWh)					
水使用量 (m ³)					
稼働時間 (h)					
稼働日数 (日割)					
溶融・焼成炉温度 (℃)			~	~	~
集じん器入口ガス温度 (℃)			~	~	~
※14 排ガス及び排灰処理設備に埋 入したばいじんを除去した年月日					
ばい 塵	測定年月日				
	測定を行った位置				
	測定結果を得た年月日				
	ばいじん濃度 (g/m ³)				
	硫酸化合物 (ppm)				
	塩化水素 (ppm)				
放 流 水	測定年月日				
	水素イオン濃度				
	生物化学的酸素消費量 (mg/l)				
	化学的酸素消費量 (mg/l)				
浮遊物質量 (mg/l)					
備 考					

- 注 1 各炉ごとに別表とすること。
- 2 ※については第1期分のみ記入すること。
- 3 電力使用量及び水使用量は、施設全体のものを記入すること。
- 4 ばい塵の測定結果については、硫酸濃度10%の換算値とすること。

年 月 日

東京都知事 殿

管理 者 の 名 ①
住 所 ・ 氏 名
技 術 管 理 者 氏 名
電 話 番 号 ()

一般廃棄物最終処分場維持管理状況報告書

年度第 期分一般廃棄物最終処分場維持管理状況を、東京都廃棄物規則第32条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 施設の名称
2 設置場所
3 着工・竣工年月日 年 月 日～ 年 月 日
4 埋立処分地の規模 全体面積 m²・埋立地面積 m²
埋立容量 m³・埋立残余容量 m³
5 埋立計画期間 年 月 日～ 年 月 日
6 本年度埋立処分計画量 t
7 埋立方法
8 施設管理人員 人
※ 9 ガス排除方法
※ 10 浸出汚水処理方法、放流先

I 埋立処分状況

項目	月別			
	月	月	月	計
埋立量	類			
	類			
	計			
(t)				
覆土使用量 (t)				
薬剤使用量 (kg)	防虫剤			
	防臭剤			
埋立日数 (日)				
備 考				

注 1 各施設ごとに別築とすること。
2 埋立量の類には、焼却灰、不燃物等を記入すること。
3 ※印については、第1期分のみ記入すること。

(日本工業規格 A704番)

別記第二十二号様式から第二十四号様式まで(現行のとおり)

年 月 日

東京都知事 殿

管理 者 の 名 ①
住 所 ・ 氏 名
技 術 管 理 者 氏 名
電 話 番 号 ()

一般廃棄物最終処分場維持管理状況報告書

年度第 期分一般廃棄物最終処分場維持管理状況を、東京都廃棄物規則第32条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 施設の名称
2 設置場所
3 着工・竣工年月日 年 月 日～ 年 月 日
4 埋立処分地の規模 全体面積 m²・埋立地面積 m²
埋立容量 m³・埋立残余容量 m³
5 埋立計画期間 年 月 日～ 年 月 日
6 本年度埋立処分計画量 t
7 埋立方法
8 施設管理人員 人
※ 9 ガス排除方法
※ 10 浸出汚水処理方法、放流先

I 埋立処分状況

項目	月別			
	月	月	月	計
埋立量	類			
	類			
	計			
(t)				
覆土使用量 (t)				
薬剤使用量 (kg)	防虫剤			
	防臭剤			
埋立日数 (日)				
備 考				

注 1 各施設ごとに別築とすること。
2 埋立量の類には、焼却灰、不燃物等を記入すること。
3 ※印については、第1期分のみ記入すること。

(日本工業規格 A704番)

別記第二十二号様式から第二十四号様式まで(略)

(第2片)

II 放流水(処理水)水質検査結果		施設名			
試料採取年月日					
排水量 (t/日)					
外観					
臭気 (冷時)					
温度 (℃)					
アルキル水銀化合物	測定値				
	基準値				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	測定値				
	基準値				
カドミウム及びその化合物	測定値				
	基準値				
鉛及びその化合物	測定値				
	基準値				
有機燐化合物	測定値				
	基準値				
六価クロム化合物	測定値				
	基準値				
砒素及びその化合物	測定値				
	基準値				
シアン化合物	測定値				
	基準値				
ポリ塩化ビフェニル	測定値				
	基準値				
トリクロロエチレン	測定値				
	基準値				
テトラクロロエチレン	測定値				
	基準値				
ジクロロメタン	測定値				
	基準値				
四塩化炭素	測定値				
	基準値				
1,2-ジクロロエタン	測定値				
	基準値				

(第2片)

II 放流水(処理水)水質検査結果		施設名			
試料採取年月日					
排水量 (t/日)					
水素イオン濃度	測定値				
	規制値				
外観					
臭気 (冷時)					
温度 (℃)					
生物化学的酸素要求量	測定値				
	規制値				
化学的酸素要求量 (MnO ₄ 法)	測定値				
	規制値				
浮遊物質	測定値				
	規制値				
ノルマルヘキサン抽出物質 (炭油類)	測定値				
	規制値				
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂)	測定値				
	規制値				
フェノール類	測定値				
	規制値				
銅	測定値				
	規制値				
亜鉛	測定値				
	規制値				
溶解性鉄	測定値				
	規制値				
溶解性マンガン	測定値				
	規制値				
クロム	測定値				
	規制値				

(第4片)

		施設名			
ノルマルヘキサン 抽出物質 (石油類)	測定値				
	基準値				
ノルマルヘキサン 抽出物質 (動植物油脂類)	測定値				
	基準値				
フェノール類	測定値				
	基準値				
銅	測定値				
	基準値				
亜鉛	測定値				
	基準値				
溶 解 性 鉄	測定値				
	基準値				
溶 解 性 マンガン	測定値				
	基準値				
ク ロ ム	測定値				
	基準値				
大腸菌群数 (個/cm ³)	測定値				
	基準値				
窒 素	測定値				
	基準値				
塩	測定値				
	基準値				
よう素消費量	測定値				
	基準値				
ダイオキシン類 (ppb-TEQ/ℓ)	測定値				
	基準値				
備 考					

- 注 1 各施設ごとに別表とすること。
 2 排水への汚染が生ずるおそれがないことが明らかでない項目については、測定を省くことができる。
 3 基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令によること。
 4 ダイオキシン類の排出基準については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令によること。
 5 単位は、大腸菌群数及びダイオキシン類を除きmg/ℓとする。
 6 よう素消費量については、下水道放流している場合に記入すること。
 7 大腸菌群数については、河川放流している場合に記入すること。

(第4片)

		施設名			
シス-1,2-ジクロロ エチレン	測定値				
	規制値				
1,1,1-トリクロロエ タン	測定値				
	規制値				
1,1,2-トリクロロエ タン	測定値				
	規制値				
1,3-ジクロロプロパ ン	測定値				
	規制値				
チ ウ ラ ム	測定値				
	規制値				
シ マ ジ ン	測定値				
	規制値				
チオベンカルブ	測定値				
	規制値				
ベンゼン	測定値				
	規制値				
セレン及びその化合 物	測定値				
	規制値				
ふ っ 素	測定値				
	規制値				
大腸菌群数 (個/cm ³)	測定値				
	規制値				
全 窒 素	測定値				
	規制値				
全 り ん	測定値				
	規制値				
ダイオキシン類 (ppb-TEQ/ℓ)	測定値				
	規制値				
備 考					

- 注 1 各施設ごとに別表とすること。
 2 排水への汚染が生ずるおそれがないことが明らかでない項目については、測定を省くことができる。
 3 規制値は、河川放流は東京都公営防止条例、公共下水道放流は東京都下水道条例によること。
 4 単位は、大腸菌群数及びダイオキシン類を除きmg/ℓとする。
 5 よう素消費量については、下水道放流している場合に記入すること。
 6 大腸菌群数については、河川放流している場合に記入すること。

(第5片)

Ⅲ 周縁地下水又は周辺水域の水の水質検査結果
(採取場所)

施設名

試料採取年月日				
電気伝導率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	測定値			
塩化物イオン	測定値			
アルキル水銀	測定値 基準値			
総水銀	測定値 基準値			
カドミウム	測定値 基準値			
鉛	測定値 基準値			
六価クロム	測定値 基準値			
砒素	測定値 基準値			
全シアン	測定値 基準値			
ポリ塩化ビフェニル	測定値 基準値			
トリクロロエチレン	測定値 基準値			
テトラクロロエチレン	測定値 基準値			
ジクロロメタン	測定値 基準値			
四塩化炭素	測定値 基準値			
1,2-ジクロロエタン	測定値 基準値			
1,1,2-ジクロロエチレン	測定値 基準値			
1,1,2,2-ジクロロエチレン	測定値 基準値			

(第5片)

Ⅲ 周縁地下水又は周辺水域の水の水質検査結果
(採取場所)

施設名

試料採取年月日				
電気伝導率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	測定値			
塩化物イオン	測定値			
アルキル水銀	測定値 基準値			
総水銀	測定値 基準値			
カドミウム	測定値 基準値			
鉛	測定値 基準値			
六価クロム	測定値 基準値			
砒素	測定値 基準値			
全シアン	測定値 基準値			
P C B	測定値 基準値			
トリクロロエチレン	測定値 基準値			
テトラクロロエチレン	測定値 基準値			
ジクロロメタン	測定値 基準値			
四塩化炭素	測定値 基準値			
1,2-ジクロロエタン	測定値 基準値			

別記第二十六号様式 (現行のとおり)

(第6片)

		施設名			
1.1.1.1	測定値				
	トリクロロエタン 基準値				
1.1.1.2	測定値				
	トリクロロエタン 基準値				
1.1.3	測定値				
	ジクロロプロペン 基準値				
チウラム	測定値				
	基準値				
シマジン	測定値				
	基準値				
ネオペンカルブ	測定値				
	基準値				
ベンゼン	測定値				
	基準値				
セレン	測定値				
	基準値				
ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)	測定値				
	基準値				
備	考				

- 注 1 採取場所ごとに別表とすること。
 2 地下水等への汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、測定を省くことができる。
 3 基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める法令に示された数値等によること。
 4 単位は、電気伝導率及びダイオキシン類を除いてmg/ℓとする。

別記第二十六号様式 (略)

(第6片)

		施設名			
試料採取年月日					
1.2-ジクロロエチレン	測定値				
	基準値				
シス-1,2-ジクロロエチレン	測定値				
	基準値				
1.1.1-トリクロロエタン	測定値				
	基準値				
1.1.2-トリクロロエタン	測定値				
	基準値				
1.3-ジクロロプロペン	測定値				
	基準値				
チウラム	測定値				
	基準値				
シマジン	測定値				
	基準値				
ネオペンカルブ	測定値				
	基準値				
ベンゼン	測定値				
	基準値				
セレン	測定値				
	基準値				
ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)	測定値				
	基準値				
備	考				

- 注 1 採取場所ごとに別表とすること。
 2 地下水等への汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、測定を省くことができる。
 3 基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める法令に示された数値等によること。
 4 単位は、電気伝導率及びダイオキシン類を除いてmg/ℓとする。